

県民行動指針 Ver.5（令和2年6月1日～）

※下線は改定箇所

新型コロナウイルス感染症は「誰もが感染するリスク」、「誰でも感染させるリスク」があります。

県民のみなさまには、「新しい生活様式」を日常とすることにより感染拡大を予防し、大切な人の命と健康を守るため、以下のことをお願いいたします。

1 感染防止対策を徹底する

発熱、咳、全身の倦怠感等の症状がみられる際には絶対に外出しない、人との間隔をできるだけ2m(最低1m)空ける、マスクの着用、こまめな手洗いなど、「うつさない・うつらない」ための行動をお願いします。

また、体調不良の同居家族がいる場合には、部屋や食事を別にして生活空間を分けるなど、家庭内における感染防止対策を徹底してください。

2 首都圏などとの往来を自粛する（6月18日（木）まで）

首都圏や北海道、その他継続して感染者が発生している地域との不要不急の往来の自粛をお願いします。

また、これらの地域のみなさまには、不要不急の来県の自粛をお願いします。

3 感染リスクが高まる密閉・密集・密接の場を「つくらない」「近づかない」

感染リスクのある「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」という3つの条件（三つの密）を避けてください。

また、これまでにクラスターが発生した接待を伴う飲食店やライブハウスの利用を自粛してください。

さらに、多人数での会食はできるだけ控えてください。

4 医療機関を受診する前に電話で相談する

発熱、咳、全身の倦怠感等の症状がある場合は、事前に相談窓口やかかりつけ医に電話で相談し、受診時にはマスクを着用してください。

もし受診後の経過について不安がある場合には、複数の医療機関を受診することは避け、最寄りの保健所に相談してください。

5 職場における感染防止対策を徹底する

出勤する人数を減らすよう、計画的在家勤務（テレワーク）やシフト制の導入など働き方の見直しを行ってください。

また、出勤時の検温、人との間隔を空ける、マスクの着用、手洗いの励行に加え、喫煙所や更衣室、社員食堂における三つの密の回避などを徹底してください。

さらに、感染者だけでなく、濃厚接触者が所属する職場等においても、社員・職員の自宅待機を実施するなど感染拡大の防止に協力してください。

6 店舗等における感染防止対策を徹底する

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を参考に、人が集まらない工夫（整理券配布、テイクアウトなど）や、来店時のマスク着用の呼びかけなどを徹底するとともに、万一感染事例が発生した場合に備え利用客の連絡先等の記録に協力してください。

また、感染事例が発生した場合には利用客の名簿の提出など保健所の調査に協力してください。

7 県内医療を守るために最大限協力する

県内の医療機関、医師・看護師などの方々は、全県的な感染対策に積極的に参加・協力してください。

また、医療体制を守るため、保育所、高齢者福祉施設などは、医療関係者等のご家族の利用に全面的に協力してください。

8 人権・個人情報保護を徹底する

感染者・濃厚接触者や医療従事者ならびにその家族や関係者等に対して、いわれのない誹謗中傷や差別的行為は絶対しないようお願いします。

令和2年6月1日

福井県知事 杉本 達治